

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について

(1) 第2次補正予算案の決定を踏まえた大臣談話・要請文について

①総論

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援については、5月27日、令和2年度第2次補正予算案の閣議決定を受け、改めて大臣談話・要請文を公表し、下記の3点について確認・周知させていただいた。
- 1点目は、債権の区分に関する金融機関の判断を尊重する旨の明確化について。今般、より一層の具体化を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症の拡大前に正常先と認識していた事業者については、引き続き同一の評価とすることについて、金融機関の判断を尊重すること」を確認させていただいた。
- 2点目は、金融機関における事業者支援に関する取組状況の確認について。資金繰り支援の方法は、政策金融機関による融資のほか、民間金融機関による保証協会保証付き融資やプロパー融資など様々であるが、これらの全体像を把握する観点から、プロパー融資残高を含め、皆様の取組状況を確認させていただくこととした。
- 3点目は、資本金借入金の活用について。同日（5月27日）監督指針を改正し、
 - ・ 急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対しては、資本金借入金等の手法も活用し、経営改善につなげていくことが強く求められている旨、
 - ・ 「資本金借入金」の資本類似性の判断について、かつて金融検査マニュアルで明確化されていた内容と同様に、基本的には償還条件・金利設定・劣後性といった観点から判断される旨を明確化した。各金融機関におかれては、事業者のニーズを的確に把握した上で、事業者のニーズに合った形で、必要に応じ公的金融機関とも

連携し、支援に取り組んでいただきたい。

② プロパー融資残高に係る調査について

- （2点目について補足させて頂くと、）5月27日付けの要請文では、特に「各民間金融機関におけるプロパー融資残高等を分析し、政策金融機関等の融資・保証の実施状況を参照しつつ融資残高等が減少傾向にならないかなど、事業者への資金繰り支援の状況をヒアリングすることとする」旨申し上げた。
- 資金繰り支援の状況は、もとよりプロパー融資残高のみで判断されるべきものではなく、その他の融資の状況や金融庁・財務局に寄せられた事業者からの相談等を踏まえ、個別に、必要に応じて、事業者への資金繰り支援の考え方や方針等をヒアリングさせていただくことを考えている。
- その際、顧客ニーズがあり、金融機関として対応余力があるにも関わらず、「保証協会の保証付き融資のみしか対応しない」、「リスクは取らない」といった方針・融資姿勢となっていないか、政策金融機関による融資が受けられたことを契機に、自行の融資の返済を求めているか等、事業者の利益を損なう対応が行われていないかは、確認したいと考えている。
- したがって、顧客ニーズを横に置いて、プロパー融資残高を機械的に増やすことなどを求めているものではなく、保証協会の保証付き融資や経営相談など様々な方策を組み合わせ、事業者のニーズに適った支援を適時適切に行っていただくことが重要であると考えている。
- 以上の考え方に基づいて、各金融機関との対話に用いる一つの材料として、プロパー融資残高に関する調査を行う予定である。詳細は別途お知らせするが、ご協力いただくよう宜しくお願いしたい。

(2) 民間金融機関による実質無利子・無担保融資について

- また、令和2年度第二次補正予算においては、民間金融機関による「実質無利子・無担保」の融資制度について、借入上限額が4,000万円に拡充されている。各金融機関におかれては、引き続き、各自治体や保証協会と緊密に連携を図り、こうした制度も適切に活用して、事業者への資金繰り支援に取り組んでいただきたい。
- 同制度については、5月1日以降6月15日までに、約37.3万件的融資申込を受け付け、約26.5万件・4.6兆円の融資決定が行われており、金融機関においても、事業者に代わって必要書類の確認や市区町村・信用保証協会への申請等を行う等のいわゆる「ワンストップ手続き」の実施も含め、円滑な実施に取り組んでいただいていると認識している。
- 特に、一部の金融機関においては、申込みや審査等が集中している自治体・保証協会との書面等のやり取りについて、関係者と調整を図りデジタル化・自動化に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも配慮しつつ、金融機関を含む事務の軽減、申込みのあった事業者への迅速な資金供給を図る事例がある。
- 具体的には、例えば、
 - ・ セーフティネット保証認定に係る自治体との書類のやり取りを、これまでの郵送を改め、電子メールで行うこととする、
 - ・ 顧客の申込書類の画像データをオンライン上にアップロードできるシステムを構築することで、申込書類の不備について、銀行への郵送前に、確認・修正する、
 - ・ 顧客からの申込みの受付け、保証協会への書類送付を、電子メールを用いて電子化しつつ、当該電子情報を金融機関・保証協会双方でRPAを導入することで自動処理することとするなどにより、顧客の申込み、金融機関の受付け、金融機関と保証協会・自治体間のやり取り・審査等において、事務面からもたらされるリードタイムを短縮するといったもの。
- 保証協会との手続きのデジタル化・迅速化については、「実質無利

子・無担保」の融資制度に限らず、保証協会保証付き融資全般について将来にわたって有用である。また、顧客企業においても、感染症拡大防止の観点も含め、デジタル化は重要な課題になっているものと考えられる。

- 金融機関においては、この機会に、ただいま申し上げた取組みも参考にしながら、保証協会・市町村と積極的に連携し保証協会保証付き融資のデジタル化を進めるほか、様々な手続きのデジタル化・迅速化等に工夫を重ねて頂ければ幸い。
- なお、本「実質無利子・無担保」の融資制度については、国の予算（国費）を基に、各都道府県等が制度融資の要綱等を定めて実施しているものであり、各金融機関においては、当然のことではあるが、売上高の減少要件を充足する、つなぎ融資以外の旧債振替を禁止するといった要綱等の定めに従って、適切に事務を実施していく必要がある。金融機関においては、経営の安定化等のために資金を必要としている事業者に、引き続き迅速な支援を行いつつも、当然に、制度要綱等を遵守すること、顧客のニーズに応じて融資を行うこと等の基本的なルールに則って対応が行われていることについて、自ら点検を行いつつ、顧客支援を進めていただくよう、改めてお願いしたい。

(3) 事業者への本業・事業再生支援、REVIC等の資本性資金の活用について

- 第二次補正予算では、このほか、融資に止まらない形で、事業者の経営改善・事業再生を促す観点から、資本性資金の活用施策として、
 - ・ 「REVIC」の政府保証枠を1兆円から2兆円に拡充し、財務基盤が悪化した中核企業等に対する事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を実施することとする、
 - ・ 「中小企業基盤整備機構」が出資する官民ファンド「中小企業経営力強化支援ファンド」、「中小企業再生ファンド」を設置・拡充し、中小企業への出資や債権買取り等を行い経営改善支援を行う、

- ・ 「日本政策投資銀行」や「商工組合中央金庫」、「日本政策金融公庫」等が、大企業から中堅・中小企業に対し、長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給する等が盛り込まれている。
- 今後、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、新しい生活様式を踏まえた事業展開のあり方など、コロナ後を見据えた経営改善・事業再生等の取組みが一層重要になってくると考えられる。各金融機関においては、事業者の経営課題を的確に分析し、課題に応じて、融資等に止まらない事業者の本業支援や、経営改善・事業再生支援に取り組んでいただくようお願いしたい。
- また、こうした事業者の本業支援等を行うに当たっては、「REVIC」による各地域のファンドや、中小企業基盤整備機構等による「中小企業経営力強化支援ファンド」、「中小企業再生ファンド」等の活用も有効であると考えられ、これらファンドへの出資・活用も含め、ご検討をいただきたい。
- 金融庁としても、それぞれの施策やそれに基づくファンド等の特性を活かして、地域のニーズを踏まえた支援が可能となるよう、関係省庁と連携して、実務上の課題がないか等について貴協会とも連携して対応を進めてまいりたいと考えている。

(4) 金融機能強化法の改正について

- 6月12日(金)「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立した。本改正は、本則の期限を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設けたものであり、今後、8月の施行に向けて、内閣府令や監督指針等を速やかに整備することとなる。
- 現時点において、地域金融機関を含む金融機関の資本基盤は総じて充実しているものと承知しているが、今回の改正は、国会等でもご説明し

ているとおり、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことで、金融機関が、中小企業等に対する積極的な資金繰り支援等を行い、経済の再生を図っていくことが出来るよう、「将来を見据えての先手の対応」として、提出させて頂いたもの。金融機関においては、こうした施策も踏まえて、引き続き中小企業等への支援の徹底をお願いしたい。

(5) 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 金融業界全体の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、先日、「第1回書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催したところ。貴協会にも、ご参加いただき、誠に感謝申し上げます。
- 第1回検討会では、規制改革推進室より、コロナ禍におけるテレワークの活用を推し進めるために、関係省庁や産業界とも連携して、様々な手続の電子化を進めていく旨について説明があった。また、当庁からは、金融業界の電子化状況や、今後の電子化に当たっての課題をお示しした。
- 今後、本検討会において、電子化に向けた、より具体的な課題を把握・整理した上で、その解決に向けてどのような対応を進めていくことが出来るか、金融業界との対話を通じて、しっかりと検討していきたい。
- 引き続き、貴協会にも、ご協力いただきたい。

(6) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマネロン・テロ資金供与リスク対応について

- 新型コロナウイルス感染症に乗じた金融犯罪等が発生するとともに、非対面取引が増加するなど、これまでの取引形態と異なる内容に基づいたマネロン・テロ資金供与リスクが生じており、金融機関におかれては、こうしたリスクを踏まえた対応が求められる。
- 一方で、金融機関におかれては、新型コロナウイルス感染症に伴う利用者への資金需要等に対応するため、顧客との円滑な手続きは重要な観

点であることから、リスクの高い取引には厳格な手続きを行い、リスクの低い取引については簡素な手続きを取るなど、リスクに応じた対応を柔軟に実施していただきたい。

- 金融庁においても、新型コロナウイルスに関連したマネロン等リスクや、金融機関の対応状況等を注視しながら、必要に応じて、新型コロナウイルスを踏まえたマネロン等対応の留意すべき事項を周知してまいりたい。

2. 未来投資会議について

- 6月16日（火）、未来投資会議が開催され、決済システムが議題に挙げられた。決済システムについては、その安定性・信頼性を確保しつつ、昨今のデジタル化や新型コロナウイルス対応といった環境変化に応じて、不断に効率化・高度化を進めていくことが必要である。
- 全銀ネットにおいては、5月、「次世代資金決済システムに関するタスクフォース」を立ち上げ、全銀システムの更なる高度化等に向けた検討を開始していただいているが、当庁としては、利用者利便の向上といった具体的な成果につながるよう、銀行間手数料の見直しに係る検討を含め、銀行業界が主体的に取り組んでいただくことを期待している。
- 金融庁としても、各行の皆様や全銀ネットと連携し、資金決済システムの効率化・高度化及び決済サービス利用者の利便性向上に向けた改革をしっかりと進めていきたいと考えている。

3. 特殊詐欺の被害防止に向けた対応について

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止については、これまでも各金融機関において顧客への周知やATMの振込制限、モニタリングによる検知等、様々な対策に取り組んで頂いている。
- しかしながら、キャッシュカード詐取を含めた盗難キャッシュカードの

被害発生件数は、平成 27 年度以降、年々増加し、令和元年度の被害件数は過去最多の 14,678 件となった。これは警察官等に成りすました犯人に、顧客が目を離した際にキャッシュカードをすり替えられてしまったり、言葉巧みに騙されキャッシュカードを手交してしまう手口が増加していることが要因である。

- また、警察庁が公表している令和元年の特殊詐欺の認知状況においては、上記のような手口による被害発生件数が 9,095 件 と、前年から約 27%増加しており、特にキャッシュカードをすり替える手口が急増している状況。
- 金融庁では、関係省庁と連携し、政府広報等を通じ、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を行っている。各行におかれても、顧客への周知活動等、被害防止に向けて引き続き対応して頂くよう、願います。

4. 身寄りのない方の葬祭費用に係る預金の払戻し請求への対応について

- 高齢化社会の進展に伴い、独居老人等身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金の取扱いに関しては、市区町村による管理や葬祭費用の負担等が問題となっている。そのうち、葬祭費用については、市区町村長から故人の口座のある金融機関に対して、その費用に充当するために預金の払戻し請求の行われるケースがある。
- こうした請求に対し、金融機関の中には、例えば、預金の払戻に応じた後で、故人の相続人とのトラブルになるリスクを懸念して、市区町村長からの請求に応じていない金融機関もあると承知している。
- 他方、請求に対応している金融機関においては、
 - ・ 市区町村長名の公文書の形式による払戻依頼書の差入れ
 - ・ 来店する自治体職員の本人確認、その者が自治体の担当職員であることの確認
 - ・ 顧客の死亡の事実や他に相続人の無いことを証明する資料、葬祭費用を支出したことが分かる資料の確認
 - ・ その他、相続トラブルになった場合の銀行の免責条項の設定

などにより、払戻に依じている事例もある。

- 各金融機関においては、その公共性に鑑みて、こうした取組事例を参考に、対応を検討していただきたい。

5. 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案の成立を受けて

- 総務省所管の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」（通称電話リレーサービス法案）が、今国会における審議を経て、6月5日に成立したところ。
- 同法の概要としては、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等と他者との間における電話による意思疎通を手話等により仲介する「電話リレーサービス」の提供を行う事業者を総務大臣が指定し、当該事業者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる内容となっている。
- 金融機関においても、
 - ・ 口座、キャッシュカードの不正利用による取引停止
 - ・ キャッシュカードや通帳等紛失時の取引停止といった場面で既に電話リレーサービスを導入している事例も確認されている。
- 同法は、来年3月までの施行が予定されており、電話リレーサービスが公共インフラとして制度化されるまでには若干の日時があるが、金融機関におかれては、既にサービスを提供している電話サービス利用事業者もあるところであり、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から直ちに電話リレーサービスの活用をご検討いただきたい。

6. 「Regional Banking Summit」の開催について

- 先般ご案内した通り、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けて、全国の多様な関係者が一堂に会して議論する「Regional Banking

Summit」を、6月16日（火）に東京からライブ配信にて開催した。

- 当日は、金融機関の関係者の皆様方をはじめとして、約3,000名から事前の参加申し込みを頂くなど、多くの方にご視聴いただいた。御礼申し上げます。なお、当日の様子は、後日、日本経済新聞社の紙面で紹介が予定されているほか、映像についても改めてアーカイブ配信される予定。
- 金融庁としては、本サミットの議論をきっかけとして、地域経済と地域金融の共通価値の創造につながる令和新時代の取組みが、各地で生まれていくことを期待している。また、本サミットのような議論喚起の取組みについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、今般のライブ配信への反響等を踏まえ、サミットの追加開催も含め、検討して参りたい。

7. LIBOR公表停止問題に係る「Dear CEO Letter」の発出について

- LIBORからの移行に向けて、主要国・地域の海外当局は、主要な金融機関の経営トップに対して、LIBOR公表停止問題への対応を促すとともに、個別金融機関の対応状況を確認するため、「Dear CEO Letter」（以下、「レター」）を発出し、対応状況の報告を求めている。
- 金融庁としても、2021年末の公表停止まで残り約1年半を切る中、本邦金融機関の対応をさらに加速させるため、今月、日本銀行と連名で、主要な金融機関の経営トップに対してレターを発出した。レターの内容としては、①求められる対応を示すとともに、②対応状況について確認できる資料の提出を求めている。
- 足元、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、3月25日、英国では、金融当局（BOE、FCA）及び検討委員会が連名で、「2021年末というLIBOR移行作業の期限に変更はない」旨のステートメントを公表しており、本邦としても、引き続き、2021年末という時限を前提として、LIBOR公表停止問題への対応を進めていただくことが重要。
- なお、今回レターを受け取っていない金融機関においても、対応が不要ということではなく、経営陣による主体的かつ積極的な関与の下で、レタ

一の内容も参考にしつつ、LIBOR 公表停止に備えた対応をより一層進めて頂くことを期待している。

- レター内容に対する具体的な質問等がある場合には、総合政策局リスク分析総括課に個別に問い合わせさせていただきたい。

8. 顧客本位の業務運営に関する公表資料について

- 金融庁では、本年5月28日に「顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、取組方針・自主的なKPI・共通KPIの公表を行った金融事業者のリスト」及び「顧客本位の業務運営の取組成果の公表状況」を公表したのでご確認いただきたい。

※「顧客本位の業務運営」に関する情報：

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>

- なお、取組方針・自主的なKPI・共通KPIの公表に係る金融庁への報告については、共通KPI等を新たに公表した場合だけでなく、本年3月末基準の共通KPIを追加公表した場合も含め、所定の報告先(※)まで連絡お願いしたい。

※金融庁所定の報告先：

<https://www.fsa.go.jp/news/28/20170330-1/01.html>

(以 上)